

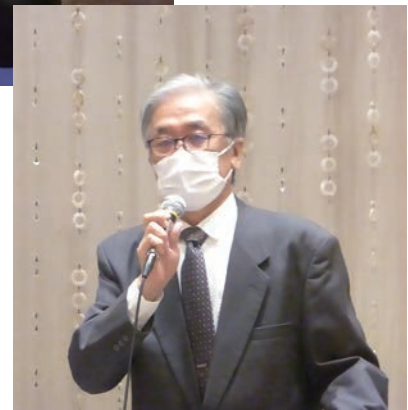
病院協会会報

2023. MAR.

vol. 67



令和4年度 臨時総会



Contents

令和4年度臨時総会を開催しました	1
特集：静岡県施策の動向	7
新興・再興感染症に備えるための体制づくり	7
令和6年4月から医師の時間外労働上限規制が始まります	8
静岡県令和5年度主な医療関係予算	9
令和5年度病院向け主要助成制度一覧	10
事業報告	19

公益社団法人 静岡県病院協会

ホームページ URL : <https://www.shizuoka-bk.jp/> E-mail : web@shizuoka-bk.jp

令和4年度臨時総会を開催しました

令和5年3月6日（月）に臨時総会を開催し、令和5年度の事業計画及び収支予算が承認されました。

臨時総会 毛利 博会長（藤枝市立総合病院 藤枝市病院事業管理者）挨拶



本日は、年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

コロナについては、5類相当への変更が5月の連休明けには施行されます。その前にマスク着用は自主判断ということで、着けても着けなくても良いこととなりますけれども、ただ、コロナウイルス感染症が収まったわけではないので、恐らく第9波、10波が来るだろうと想定しながら、病院として準備をしていかなければならないと、皆さんも感じておられると思います。今後は、コロナ病棟への空床補償は、これまでどおりではありませんし、

いろいろな意味で個室対応という形で季節性インフルエンザとほぼ同じように対応していかなければならないと思います。いろいろと皆さんとも議論しながら、次の波が来たときには、どう対応するかを一緒に考えていければと思っております。

また、今年はいよいよ働き方改革が始まります。荻野先生と宮下先生がサーベイヤーとして他県の病院のチェックを担当されますが、逆に本県の病院は、他県のサーベイヤーが担当するということになっています。特にA水準ではない連携BとかB水準、あるいはC水準に手を挙げるという先生方の病院では、いろいろとこれから準備をして、万が一の修正等にも対応できるよう、期限ギリギリでの対応では間に合わなくなるので、その辺も頭に入れながら、可能な限り早期に、進めていただければと思います。

さらに、地域医療構想調整会議もこれから本格的に厳しい状況になってくると思います。子どもさんの出生数は、年間で、ついに80万を切ったということです。国の予測では10年くらい早いスピードだと聞いていますので、これから少子高齢化がますます進み、やはり2040年位から急に人口減少の世界に入っていくということが考えられます。そのような状況下においても、私たち病院を管理する者としては、予測をしながら自院をどうしていくか、あるいは連携というキーワード、連携をどうするかをしっかりと各地域で議論していただいて、患者さんが路頭に迷わないような形に医療体制を構築できればと思います。

いよいよこれからいろいろな意味で大変になるかと思っております。そこは、ピンチをチャンスと捉えて進んでいければ良いかと思っておりますので、これからもよろしくお願ひしたいと思います。

令和5年度 事業計画

〈基本方針〉

静岡県病院学会及び各部門の研修会開催、会員や県民への医療情報の提供等を引き続き実施するとともに、現在の医療における重要課題である①地域医療構想への対応 ②医師・医療従事者の働き方改革への対応 ③医師確保・偏在対策 ④新型コロナウイルス感染症ほか感染症への対応に重点的に取り組む。

重点的取組事項4項目について、

①地域医療構想への対応は、医療機能分化連携促進のための研修会等開催のほか、病院関係者・行政による検討会において、静岡県の医療がどうあるべきか等を議論するとともに、病院集約化や医療機能の分化・連携等を見据え、地域による医療提供体制の格差是正のため、ICTを活用した病院間の連携推進の検討に取り組む。検討にあたっては、救命救急医療等の検討を優先的に行う。

また、国のマイナンバーカードの保険証への紐づけによる医療情報の共有化は、このICT活用の基盤となり得ることから、医療のDXを進めるため、そのプラットフォーム作成を検討する。

②医師・医療従事者の働き方改革への対応は、次年度から始まる医師の時間外労働上限規制に向け、県内医療機関の医療機関勤務環境評価センターの評価受審が円滑に進むよう、また、医師・医療従事者の勤務環境改善と病院運営の向上のため、現在運営している「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」のさらなる充実強化を図る。

③医師確保・偏在対策は、①の地域医療構想及び②の医師・医療従事者の働き方改革と三位一体とされていることから、①、②の事業推進においては、医師確保・偏在対策の観点に配慮して実施する。また、県の医学修学研修資金貸与者、特に「地域枠」の適正な配置調整が求められているため、従来から実施している若手医師の本県病院への勤務、定着促進に係る事業について、県医療対策協議会医師確保部会の議論を含め、県内病院のより効果的な情報発信に取り組む。

④新型コロナウイルス感染症ほか感染症への対応は、現在実施している新型コロナウイルス感染症の感染患者受入病院の情報共有・対応検討のための連絡調整会議のほか、患者の円滑な転院のための、後方支援病院への適切な情報提供、福祉施設における感染防止対策の向上のため、静岡県看護協会などの関係団体と連携した、施設への指導、感染対策リーダーの育成や情報提供に取り組む。

また、本年度から県が設置する「ふじのくに感染症管理センター」事業に積極的に協力し、さらに、関係団体と連携して新興感染症へ備える。

〈事業計画〉

I 医療水準の向上と県民の健康保持・増進を目的とした事業（公益事業）

1 病院及び医療従事者の医療の質並びに医療安全、災害医療等の資質の向上に関する研修会の開催及び調査研究事業、並びにこれらの事業に関する行政機関からの受託事業

〔定款第4条第1号及び3号に掲げる事業〕

(1) 静岡県病院学会等による医療の質の向上や質の高い医療サービスの提供 【学術・教育研修部会】

- ①静岡県病院学会
- ・直面する医療課題の中からテーマを取り上げ、基調講演及びシンポジウム方式による静岡県病院会を開催
- ②ふじのくに地域医療支援センター事業の情報発信
- ・静岡県の医師確保や医師のキャリア形成のため静岡県が設置した「ふじのくに地域医療支援センター」事業の一環で、県内外の医学生や若手医師に向けた情報発信として、臨床研修病院ガイドブック、専門医研修プログラムガイドブック、ホームページ掲載記事等を作成
- ③静岡県医師臨床研修（初期、後期）病院合同説明会
- ・全国の医学生及び臨床研修医に対して県内病院の臨床研修（初期）及び専門研修（後期）の内容を紹介する病院合同説明会を静岡県と共催で開催
- (2) 病院管理研修会、経営管理研修会などの開催による病院経営、医療の質の向上の推進
- ①病院管理研修会 【経営管理・勤務環境改善部会】
- ・病院長、看護部長、事務長等の管理者を対象として、医療環境の変化や病院の管理・運営、医療情報の適正管理についての研修会を開催
- ②経営管理研修会 【地域病院部会】
- ・中小病院の経営管理等に関する研修会を開催
- ③診療報酬研修会 【社会保険部会】
- ・保険診療についての理解を深める研修会、2年に1度の診療報酬改定に備えるためのセミナーを開催
- (3) 「地域医療構想」実現に向けた医療機能分化連携のための協議の促進 【医療機能再編支援部会】
- ①医療機能分化連携研修会
- ・病院長、事務長等の管理者を対象として、「地域医療構想」実現に向けての取組事例の紹介など、医療機能分化連携を促進するための研修会を開催
- ②地域医療専門家会議
- ・静岡県の医療の将来像を見据え、連携を基本とした体制の骨子を議論
 - ・医療機能の再編、集約化も含めた、具体的な課題や今後の方向性についての協議
- ③医療ICT検討会
- ・医療機能の再編、集約化等を見据え、国の動向を踏まえ医療DXの推進のためのプラットフォーム作成やICTを活用した病院間連携について検討
- ④事務職員ワーキング
- ・病院運営の向上のための事務職員の取組についての事例発表や意見交換を行うワーキングを開催
- ⑤医療機能分化連携関連情報の提供
- ・病院関係者の理解を深めるため、協会ホームページから、国や県の施策資料、他県の取組状況等医療機能分化連携に関連する情報を提供
- (4) 医療安全推進研修事業による医療安全のための環境づくり 【医療安全・感染防止対策部会】
- ①医療安全に関する研修会
- ・医療事故防止をはじめ、病院運営における安全管理についての研修会を開催
 - ・医療に関する患者や家族の不安・疑問に対応する医療対話推進者養成講座を開催
- (5) 感染防止対策事業の強化及び感染症発生時の医療提供体制確保のための協議の促進 【医療安全・感染防止対策部会】

①院内感染対策ネットワーク支援

- ・感染対策地域支援委員会で院内感染防止対策について協議
- ・感染対策相談窓口を設置し、病院、診療所等からの相談に対する助言、指導を実施、ホームページへの相談事例掲載による情報提供

②感染対策支援セミナー

- ・医療機関の院内感染対策や福祉施設での感染対策の向上のため、医療関係者や福祉・介護関係者を対象としたセミナーを開催

③新型コロナウイルス感染症重点医療機関等連絡調整会議等

- ・新型コロナウイルス感染症重点医療機関等連絡調整会議等で感染の現状・対応について協議

④社会福祉施設感染防止対策

- ・社会福祉施設における感染防止のため、訪問指導、リーダー育成研修、社会福祉施設からの相談対応、研修動画作成等を実施

(6) 災害医療救護推進事業による災害医療提供体制の充実

【災害医療部会】

①災害医療地域連携体制検討委員会

- ・災害拠点病院で構成する委員会で、災害医療地域連携体制について検証し、課題について検討
- ・災害拠点病院において、地域の関係者とともに災害医療連携図上訓練を実施

②災害医療コーディネート研修会

- ・大規模災害時の各医療圏におけるコーディネート体制の連携強化に向けた研修会を開催

③災害医療従事者研修会

- ・災害医療従事者を対象に、災害発生時における医療救護活動の迅速・的確な対応を目的として、トリアージ、標準診療手順、広域搬送等の知識・技術を習得する研修会を開催

(7) 病院関連の調査・研究

【各部会】

①病院が抱える様々な課題等についての調査・研究

2 医療勤務環境改善のための支援

(1) 医療勤務環境改善支援センター運営

【経営管理・勤務環境改善部会】

①アドバイザーによる助言

- ・医業分野等アドバイザーや医療労務管理アドバイザーの医療機関への派遣及び専任アドバイザーによる相談対応による医療機関への助言

②医療勤務環境改善研修会

- ・働き方改革に係る制度や諸手続き、好事例等についての研修会を開催

③ワークショップ

- ・医療勤務環境改善の病院担当事務職員や専門職種の所属医療機関における取組紹介、意見交換を行うワークショップを開催

④医療勤務環境改善情報の提供

- ・専用ホームページでの勤務環境改善関係情報を提供

3 県民の医療に関する知識の普及啓発及び県民の医療参加の推進事業、並びにこれらの事業に関する行政機関からの受託事業

〔定款第4条第2号及び3号に掲げる事業〕

(1) 県民への医療情報の提供等による医療知識の普及啓発、県民への健康増進の機会の提供や医療参加の推進

- ①協会ホームページの更新、運用 【広報啓発部会】
 - ・会員や県民に対して協会や会員病院の概要、医療に関する様々な情報を適切に提供するホームページの運用
- ②県民を対象にした「県民健康セミナー」の開催 【広報啓発部会】
 - ・県民の健康の保持及び増進を図るため、健康づくりや疾病対策等をテーマとした県民健康セミナーを「静岡県民の日（8月21日）協賛事業」として開催
- ③会報の発行 【広報啓発部会】
 - ・協会の事業や医療に関する情報を広く会員等に知らせるため発行

II 医療情報提供事業（共益事業）

[定款第4条第4号に掲げる事業]

- 1 協会会員への国、県等からの医療情報の提供
 - (1) 通知・通達の提供
 - ①静岡県健康福祉部から通知される厚生労働省の通達、正会員・賛助会員に関する情報などを提供

III 組織の充実・強化を図るための事業（法人内部管理）

- 1 協会会員の様々なニーズに応え、また、行政のカウンターパートナーとして事業を推進するための協会機能の明確化、組織基盤の強化及び協会の地位向上
 - (1) 総会、理事会その他の会議の開催
 - ・定例会議、部会及び支部活動の充実による組織強化と情報共有の推進
 - ①通常会員総会の開催
 - ・年1回5月に開催
 - ②臨時会員総会の開催
 - ・必要がある場合に開催 年1回予定（3月）
 - ③理事会の開催
 - ・年3回以上
 - ④部会の開催
 - ・事業の企画・運営のために必要な場合に開催
 - ⑤支部総会・研修会の開催
 - ・支部長が必要と認めたときに開催
 - ⑥役員推薦委員会の開催
 - ・役員を選任をするために必要な場合に開催
 - (2) 関係機関・団体との連携強化
 - ・事業を円滑かつ効果的に推進するため、(一社)静岡県医師会、(一社)静岡県歯科医師会、(公社)静岡県看護協会、(公社)静岡県薬剤師会等の医療関係団体、福祉関係団体及び国、静岡県、県内市町等行政機関との連携強化、公的委員として政策形成・推進への参画

令和5年度 収支予算

当期収入額合計	85,270千円	(前年度当初予算	73,042千円)	A	
前期繰越収支差額	16,068千円	(”	18,812千円)	
収入合計	101,338千円	(”	91,854千円)	B
当期支出額合計	86,055千円	(”	78,403千円)	C
当期支出差額	△ 785千円	(”	△ 5,361千円)	A-C

「定款（抜粋）」

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、病院及び医療従事者の医療の質並びに医療安全・災害医療等の資質の向上や県民の医療に関する知識の普及啓発を図り、もって県民の健康保持及び増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 病院及び医療従事者の医療の質並びに医療安全、災害医療等の資質の向上に関する研修会の開催及び調査研究事業
- (2) 県民の医療に関する知識の普及啓発及び県民の医療参加の推進事業
- (3) 前2号に掲げる事業に関する行政機関からの受託に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

～令和5年度通常総会・記念講演会のご案内（予定）～

日 時：令和5年5月29日（月）

通常総会 15：00～

記念講演会 16：00～

会 場：ホテルアソシア静岡（JR静岡駅北口）

開催通知は、5月にお送りいたします。

特集：静岡県施策の動向

新興・再興感染症に備える体制づくり

1 要 旨

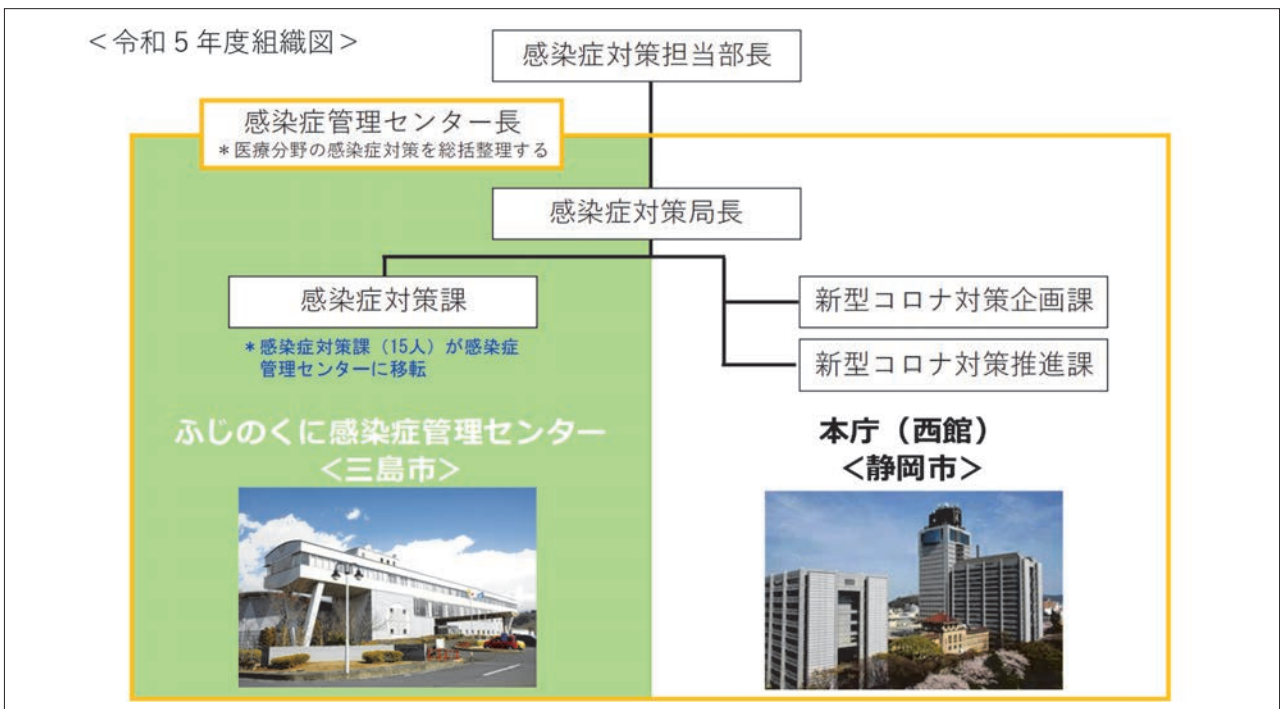
新興・再興感染症に備えるため、令和5年4月に「ふじのくに感染症管理センター」を開設する。

2 今後の方向性

医療機関や関係団体等との連携を進め、感染症対応力の更なる底上げを図り、「防疫先進県 静岡」を目指す。

令和4年度～令和5年度	令和6年度～令和8年度	令和9年度～令和13年度
ステップ1	ステップ2	ステップ3
ステップ1 拠点設置・研修の実施	ステップ2 司令塔としての機能確立	ステップ3 有事における医療体制の構築
<ul style="list-style-type: none"> ◆拠点施設の施設整備、改正感染症法への対応 ◆保健師等の計画的採用による保健所体制強化 ◆福祉施設従事者、保健所職員等に対する感染症に関する研修の実施 ◆感染症対応に転用しやすい施設・設備の整備への支援制度創設 ◆マスク等の感染防護具の備蓄 ◆医療資機材等の県内生産による自給体制の促進（経済産業部と連携） 	<ul style="list-style-type: none"> ◆連携拠点病院の指定と医療ネットワークの構築 ◆有事における病床確保・調整機能の確立 ◆県の医師確保施設との連携と感染症専門医の研修プログラムの確立 ◆感染症に関する検査・相談体制の確立 ◆感染症発生動向に関する調査・分析、情報発信の体制強化 ◆データベース化による調査・分析体制の強化 ◆ワクチンの集団・広域接種体制の構築 ◆災害時の対応の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◆人材養成プログラムの確立による県内感染症専門医の計画的な確保 ◆連携拠点病院役割強化などによる感染症専門医・看護師の活躍の機会の創出

3 令和5年度感染症対策推進体制



4 ふじのくに感染症管理センター開設スケジュール

現在の静岡県総合健康センターを改修し、2階及び3階に設置

○事務部門（3階）：令和5年4月稼働（感染症対策課段階的移転）

○検査部門（2階）：令和6年4月稼働（東部保健所細菌検査課令和6年3月移転）

令和6年4月から医師の時間外労働上限規制が始まります

令和6年4月からの医師の時間外労働上限規制適用まで1年となります。

医師の時間外・休日労働の上限は原則年960時間以下（A水準）となり、地域医療提供体制確保の観点からやむを得ず例外的に長時間労働が認められる連携B、B、C-1、C-2水準の医療機関となるためには、医師労働時間短縮計画案を作成した上で医療機関勤務環境評価センターによる評価を受審し、県の特例水準の指定を受ける必要があります。県への指定申請は、令和5年4月から受付を開始します。

○特例水準の区分

区分		時間外労働の上限(労基法)	
		年	単月
原則	A水準	960時間以下	100時間未満 ※例外あり 100時間以上となる場合は医療法に基づく面接指導が必要
特例 地域医療確保 暫定特例水準	B水準 地域医療確保の観点から、やむを得ずA水準を超過（救急医療機関など）	1,860時間以下	
	連携B水準 医師派遣を通じ地域医療提供体制を確保（大学病院など）		
特例 集中的技能 向上水準	C-1水準 臨床・専門研修を実施	1,860時間以下	
	C-2水準 高度な技能を有する医師を育成（厚生労働大臣（審査組織）の確認が必要）		

県は、病院協会に委託する「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」の取組等を通じて引き続き医師の働き方改革に対応する病院への支援を行います。

ホームページ <https://www.fujinokuni-kinkai.jp/>
 センター問合せ先 電話054-252-6326

こちらから →



○ふじのくに医療勤務環境改善支援センターの取組概要

実施者	項目	内容
病院協会	アドバイザー派遣	宿日直許可申請、時短計画策定、評価受審等働き方改革に関する取組について社労士等のアドバイザーが支援
	病院向け研修	年間3回
県	補助金交付	・医療勤務環境改善計画を作り改善に取り組む病院を支援（上限額：3,000千円） 補助事例：勤怠管理システムの導入など ・地域医療に特別な役割があり医師の労働時間短縮のため体制整備を行う病院を支援（稼働病床数×133千円） 補助事例：ビーコンシステム導入、非常勤医師雇用など [問合せ先 静岡県地域医療課 電話054-221-2407]

静岡県の令和5年度主な医療関係予算

(静岡県健康福祉部医療局)

(単位：千円)

事業名	R4当初	R5当初	R5当初予算の内容
地域医療介護総合確保基金関連事業費	6,948,115	7,869,141	<p>医療・介護サービスの提供体制の更なる充実を図るため、各種事業を実施します。</p> <p>【地域における医療提供体制の再構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病床機能分化連携促進費助成 ・がん医療均てん化推進事業費助成 ・地域医療機能分化等推進事業費助成 <p>【在宅医療の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケア推進事業費 ・認知症の人をみんなで支える地域づくり推進事業費 <p>【医療従事者の確保・養成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ運営事業費 ・ふじのくに女性医師支援センター事業費 ・指導医招聘等事業費助成 ・静岡県ドクターバンク運営事業費 ・看護職員確保対策事業費 ・看護の質向上促進研修事業費 ・産科医療確保事業費 <p>【勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療勤務環境改善体制整備事業費助成 <p>【介護施設等の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険関連施設整備事業費助成 <p>【介護従事者の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉人材確保対策事業費 ・介護人材就業・定着促進事業費 ・介護人材育成事業費
ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ運営事業費(一部再掲)	1,481,294	1,574,800	<p>ふじのくに地域医療支援センターが運営する「ふじのくにバーチャルメディカルカレッジ」の取組を通じて、本県の医師確保対策の充実・強化を図り、県内外からの多くの医師の確保、定着と地域間の医師の偏在解消に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育機能 夏季セミナー、次世代医師リクレーター活動ほか ・臨床機能 専門医研修プログラム管理支援ほか ・医師配置調整機能 専任医師によるきめ細かな配置調整ほか ・医学生確保機能 医学修学研修資金貸与(新規貸与120人：20万円/月) <p>※一部、地域医療介護総合確保基金を財源として実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部地域の研修環境整備促進

新型コロナウイルス感染症対策予算について

新型コロナウイルス感染症については、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から、感染症法上の5類感染症に位置づけられることになったことから、令和5年度の新型コロナウイルス感染症対策予算については、位置づけ変更後の国の方針等が示された後に改めてお知らせします。

令和5年度 病院向け主要助成制度一覧

(※1) 事業者欄の区分及び記号の意味は

- 「独法」・・・独立行政法人国立病院機構の独立行政法人、国立大学法人等
- 「公立」・・・都道府県を除く地方公共団体、地方独立行政法人
- 「公的」・・・日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会
- 「民間」・・・上記以外のもの
- ・・・事業者となり得る ×・・・事業者となり得ない

(※2) 補助区分

- 「直接」・・・国が事業者へ直接交付する補助金
- 「間接」・・・都道府県が国から交付を受け、事業者へ交付する間接補助金
- 「県単」・・・県の一般財源等より交付する県単独事業

(※3) 事業区分は保健医療計画の5事業による分類

【医療政策課所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象事業者(※1)					補助基準額等			補助率	補助区分(※2)	事業区分(※3)	事業種別	
	独法	都道府県	公立	公的	民間	計画策定	改修	新築・増改築					
地域医療機能分化等推進事業費助成 【地域医療介護総合確保基金】	地域医療連携推進法人の設立に向けた地域医療連携推進計画の策定経費を助成(委託料等。設立目的に病床再編があること) 地域医療連携推進法人等が行う施設・設備整備を支援(地域医療連携推進計画に基づくもので、許可病床を削減すること。設備整備は施設整備に付随して行われること)					施設	計画策定	補助基準額	4,000千円	計画策定 1/2 (基金)	県単	その他	施設 設備
							改修	補助単価	253,500円/㎡				
								基準面積	6.4㎡/床				
								病床上限	60床				
							新築・増改築	補助単価	227,100円/㎡				
								基準面積	25㎡/床				
						病床上限		120床 (公的・公立240床)					
						設備	へき地	1箇所当たり:100,000千円	へき地以外	医療機器	22,000千円		
							心臓病専用機器	6,285千円					
							脳卒中専用機器	6,285千円					
医学的リハ機器	11,000千円												
					心電図受信装置	2,774千円							

【地域医療課所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象事業者(※1)					補助基準額等			補助率	補助区分(※2)	事業区分(※3)	事業種別		
	独法	都道府県	公立	公的	民間	施設運営	ドクターカー	その他						
救命救急センター運営事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	救命救急センターの運営に必要な経費(給与費、経費等) 三位一体改革により(H18から公立は対象外)					施設運営	30床	171,675千円	2/3 (国1/3 県1/3)	間接	救急	運営費		
						ドクターカー運転手		4,701千円						
						在日外国人にかかる未収金 1人1ヶ月20万円を超える額								
						専門医加算		13,272千円						
					小児専用加算		55,995千円							
小児救命救急センター運営事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	小児救命救急センターの運営に必要な経費(給与費、経費等)					1箇所当たり		202,607千円	1/3 (国)	間接	救急	運営費		
						研修加算		9,007千円						
小児集中治療室医療従事者研修事業 【地域医療介護総合確保基金】	小児集中治療室における研修事業に必要な給与費、需用費等					1箇所当たり		12,612千円	1/2 (基金)	県単	救急	運営費		
ドクターヘリ導入促進事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	ドクターヘリの運航に要する経費(運航委託経費、人件費、運航調整委員会経費)					ドクターヘリ運航委託経費			10/10 (国1/2 県1/2)	間接	救急	運営費		
						位置情報把握システム対応								
						年間飛行時間200時間未満	235,558千円							
						年間飛行時間200時間以上300時間未満	253,266千円							
年間飛行時間300時間以上	270,975千円				位置情報把握システム未対応									
年間飛行時間200時間未満	233,758千円				年間飛行時間200時間以上300時間未満	251,466千円								
年間飛行時間300時間以上	269,175千円				搭乗医師・看護師確保経費	17,917千円								
					運航連絡調整員確保経費	1,942千円								
					運航調整委員会経費	3,542千円								
					レジストリ構築経費	1,086千円								

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別
救急救命士病院実習受入促進事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	病院の開設者が行う救急救命士の病院実習（気管挿管病院実習、就業前教育、再教育）受入事業 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1箇所当たり1,369千円	10/10 (国1/2 県1/2)	間接	救急	運営費
救急患者退院コーディネーター事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	救急患者退院コーディネーターの確保に必要な給与費、委託料 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1箇所当たり9,724千円×事業月数/12	1/3 (国1/3)	間接	救急	運営費
休日夜間急患センター施設・設備整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	休日夜間急患センターとして必要な施設整備費及び医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	施設 人口10万人以上 150㎡×178.8千円 人口5～10万人 100㎡×178.8千円 設備 人口10万人以上 4,400千円 人口5～10万人 3,300千円	0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3)	間接	救急	施設 設備
病院群輪番制病院施設・設備整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	病院群輪番制病院として必要な施設整備費及び医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	施設 新築、増改築 150㎡×253.5千円 心臓病専用病室 30㎡×253.5千円 脳卒中専用病室 30㎡×253.5千円 設備 医療機器 22,000千円 心臓病専用機器 6,285千円 脳卒中専用機器 6,285千円	0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3)	間接	救急	施設 設備
救命救急センター施設・設備整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	救命救急センターとして必要な施設整備費及び医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	施設 センター施設 2,300㎡×253.5千円 脳卒中専用病室 60㎡×253.5千円 ヘリポート 79,442千円 設備 センター医療機器 256,300千円 心臓病機器 62,856千円 脳卒中機器 62,856千円 ドクターカー 58,737千円 心電図受信装置 2,774千円 無線装置 1,100千円	0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3)	間接	救急	施設 設備
高度救命救急センター設備整備事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	高度救命救急センターとして必要な医療機器の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	広範囲熱傷用医療機器 88,000千円 指肢切断用医療機器 8,542千円 急性中毒用医療機器 32,039千円	2/3 (国1/3 県1/3)	間接	救急	設備
基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院施設・設備整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院として必要な施設・設備整備事業 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	基幹施設・設備 施設補強 2,300㎡×44.1千円 備蓄倉庫 163,203千円 自家発電装置 149,535千円 受水槽 137,802千円 研修部門 125,542千円 ヘリポート 147,183千円 給水設備 64,800千円 燃料タンク 29,883千円 医療機器等 32,039千円 地域施設・設備 施設補強 2,300㎡×44.1千円 備蓄倉庫 46,033千円 自家発電装置 149,535千円 受水槽 137,802千円 ヘリポート 79,442千円 給水設備 64,800千円 燃料タンク 29,883千円 医療機器等 19,224千円	0.5 (国) 0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3) 0.5 (国) 0.33 (国) 2/3 (国1/3 県1/3)	間接	災害	施設 設備
医療施設等耐震整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する施設整備費 <対象施設> ・救命救急センター、病院群輪番制病院等 ・Is値0.3未満の建物を有する病院の開設者 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × △ ○	・補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×44.100円 ・新築、増改築 ア Is値0.4未満の救命救急センター等 イ Is値0.3未満の病院 基準面積 2,300㎡×209,400円	0.5 (国)	間接	災害	施設
医療施設浸水対策事業 【医療提供体制施設整備交付金】	医療施設における浸水対策の充実・強化 *浸水想定区域及び津波災害警戒区域に所在し、当該区域から移転できない医療機関であること。 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	・止水板等の設置 1か所あたり 400千円 ・医療用設備の移設 1か所あたり 42,200千円 ・電源設備の移設 1か所あたり 33,300千円	0.33 (国)	間接	災害	施設

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別
医療施設ブロック塀改修等 施設整備事業 【医療施設等施設整備補助金】	病院が敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等に必要経費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	基準単価 80千円/m ただし、30mを上限とする。	1/3 (国)	間接	災害	施設
医療施設非常用通信設備整備事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	非常用通信設備を整備するために必要な経費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○	衛星携帯電話や衛星データ通信等の非常用通信設備 1か所あたり 741千円	1/3 (国)	間接	災害	設備
へき地医療対策事業 【医療施設運営費等補助金】	へき地における医療提供体制の確保に必要な経費(へき地医療拠点病院運営費、へき地患者輸送車(艇)運行事業) 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	・へき地医療拠点病院運営費 へき地医療活動経費 医師：61,000円×延日数 その他：25,000円×延日数 医療費…医療に要した実支出額 等 ・へき地患者輸送車(艇)運行事業 基準額：765千円	10/10 (国1/2 県1/2) 1/2 (国)	間接	へき地	運営費
へき地医療拠点病院設備整備事業 【医療施設等設備整備費補助金】	へき地医療拠点病院として必要な医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	医療機器 55,000千円 歯科医療機器等 27,500千円	10/10 (国1/2 県1/2)	間接	へき地	設備
へき地診療所設備整備事業 【医療施設等設備整備費補助金】	へき地診療所として必要な医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	医療機器 16,500千円	1/2 (国)	間接	へき地	設備
へき地患者輸送車(艇)整備事業 【医療施設等設備整備費補助金】	へき地患者輸送車(艇)の整備事業 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	患者輸送車 マイクロバス 2,829千円 ※市町等の場合 ワゴン車 1,474千円 ※へき地診療所等の場合	1/2 (国) 10/10 (国1/2 県1/2)	間接	へき地	設備
へき地医療施設設備整備促進事業	市町、一部事務組合、公的団体が行うへき地の医療施設に必要な医療機器等の備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 × × ○ ○ ×	施設 対象 基準面積 基準単価 病院 1,000㎡等 214.6千円 診療所 160㎡等 160.9千円 設備 対象 補助基準額 病院 100,000千円 診療所 50,000千円	1/2 (県)	県単	へき地	施設 設備
総合周産期母子医療センター運営事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な経費(給料、手当、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入費、減価償却費等) 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	MFICU民間：6,111千円/床 MFICU公立：2,236千円/床 NICU民間：3,693千円/床 GCU民間：1,758千円/床 母体救命強化加算：17,917千円 麻酔科医配置加算：13,103千円 臨床心理技術者配置加算：5,966千円	1/3 (国)	間接	周産期	運営費
地域周産期母子医療センター運営事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な経費(給料、手当、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、備品購入費、減価償却費等) 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	MFICU民間：11,423千円/床 MFICU公立：7,923千円/床 NICU民間：9,066千円/床 NICU公立：5,772千円/床 GCU民間：2,513千円/床 GCU公立：915千円/床 母体救命強化加算：17,917千円/ヶ所 麻酔科医配置加算：13,103千円 臨床心理技術者配置加算：5,966千円	1/3 (国)	間接	周産期	運営費
産科救急受入医療機関支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	産科救急受入医療機関の以下の費用 ・24時間対応に要する人件費 ・NICU運営費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	24時間対応に要する人件費 補助基準額 17,917千円/ヶ所 NICU運営費 補助基準額 3,693千円/NICU病床数	1/6 1/3 (県)	県単	周産期	運営費
新生児医療担当医確保支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	新生児担当医に対する手当 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1入院当たり10,000円	1/3 (基金)	県単	周産期	運営費
産科医等育成支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	産科の専攻医に対する手当 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	研修医1人50,000円/月	1/3 (基金)	県単	周産期	運営費
産科医等確保支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	産科医・助産師に対する分娩取扱手当 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1分娩当たり10,000円 加算：1帝王切開当たり10,000円	1/3 (基金)	県単	周産期	運営費
産科医療施設等整備事業 【医療施設等施設整備費補助金】 【医療施設等設備整備費補助金】	分娩を取り扱う病院、診療所及び助産所の新築、増築、改築及び改修等の施設(分娩室、病室、宿泊施設等)及び設備(分娩台、超音波診断装置、分娩監視装置等)に対する助成 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	施設 対象 基準面積 基準単価 診療部門 194㎡ 227.1千円等 宿泊施設 室数×40㎡ 253.2千円等 設備 17,035千円	1/2 (国)	間接	周産期	施設 設備

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)					補助基準額等			補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別		
	独法	都道府県	公立	公的	民間	施設	基準面積	基準単価						
周産期医療施設施設・設備整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	○	×	×	○	○	施設	300㎡	227,100円	0.33 (国)	間接	周産期	施設 設備		
						設備	周産期医療機器 ドクターカー	31,975千円 32,039千円	2/3 (国1/3 県1/3)					
小児救急医療支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	○	○	○	○	○	区分	基準額	算出方法	2/3 (基金)	県単	小児	運営費		
						休日	A,B	26,310円					×診療日数	
							C	13,150円						
						夜間		26,310円						H17末で県単付増廃止
						夜間加算		19,782円						
電話相談加算		14,838円	設備	オンコール	13,570円									
小児医療施設施設・設備整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	○	×	×	○	○	施設	基準面積	基準単価	0.33 (国)	間接	小児	施設 設備		
						設備	小児医療機器	26,400千円	2/3 (国1/3 県1/3)					
小児集中治療室施設・設備整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	○	△	△	○	○	施設	20㎡×病床数×253,500円	0.33 (国)	間接	小児	施設 設備			
						設備	11,550千円	1/3 (国1/3)						
小児救急遠隔医療設備整備事業 【医療提供体制推進事業費補助金】	○	○	○	○	○	小児救急遠隔画像診断装置	基準額	3/4 (国1/2 県1/4)	間接	小児	設備			
						支援側医療機関	25,073千円							
						依頼側医療機関	病院					29,159千円		
							診療所					23,104千円		
						(支援側、依頼側のいずれか一方が他方を含む整備を行い、かつ、他方に機器を貸与する場合は、1と2の合計額とすることができる。)								
病床機能分化促進事業 【地域医療介護総合確保基金】	○	○	○	○	○	施設	改修	補助単価	250,000円/㎡	1/2 (基金)	県単	在宅	施設 設備	
							増改築	基準面積	6.4㎡/床					
							病床上限	60床						
							補助単価	250,000円/㎡						
							(病床転換無し)	224,000円/㎡						
						設備	基準面積	25㎡/床						
							病床上限	120床 (公的・公立240床)						
							へき地 1箇所当たり：100,000千円							
							へき地以外	医療機器	22,000千円					
								心臓病専用機器	6,285千円					
脳卒中専用機器	6,285千円													
医学的リハ機器	11,000千円													
心電図受信装置	2,774千円													
共同利用施設施設・設備整備事業 【医療提供体制施設整備交付金】 【医療提供体制推進事業費補助金】	○	△	△	○	○	施設	特殊診療棟	300㎡	0.33 (国)	間接	その他	施設 設備		
							基準面積	開放型病棟 (50床を 限度)					13.88㎡×一般病床 (耐火構造)	
													12.56㎡×一般病床 (ブロック・木造)	
							基準単価						鉄筋コンクリート	
								診療棟					253.5千円	
						病棟		227.1千円						
						基準額=基準面積×基準単価								
						設備	地域医療支援病院 1か所当たり220,000千円 (下限額：1品につき1,000千円)		2/3 (国1/3 県1/3)					
							それ以外 1か所当たり220,000千円 (下限額：1品につき1,000千円)		1/3 (国1/3)					

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別
医療施設近代化施設整備事業 ※R1より病院に対する助成は、 下記に限定。 ・精神病棟 ・結核病棟 ・療養環境	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の 職場環境、衛生環境の改善及び患者サ ービスの向上につながる新築、増改築及 び改修に要する工事費又は工事請負費 ※補助対象：精神科病院のみ（H30～） ※平成31年度以降事業改変可能性あり （国庫事業）	基準額＝基準面積×基準単価 ※電子カルテシステム整備時は605千円/床を加算 1 病棟部分基準面積 病棟面積/床≥18㎡ 25㎡×整備後の整備区域の病床数 病室面積/床≥6.4㎡ 病棟面積/床≥16㎡ 22㎡×整備後の整備区域の病床数 病室面積/床≥5.8㎡ 2 基準面積 (加算部分) <20% ≥20% 加算条件を 満たす場合 15㎡×整備後 の整備区域の 病床数 25㎡×整備後 の整備区域の 病床数 3 基準単価（千円） 鉄筋コンクリート 病 院 227.1千円 整備区域の整備後の病床数150床を限度（公 的医療機関及び持分のない法人は300床を 限度とする。）	0.33 (国)	間接	その他	施設
【医療提供体制施設整備交付金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○					
医療機器管理室施設整備事業	医療機器管理室として必要な新築、増改 築及び改修に要する工事費又は工事請負 費	基準面積：80㎡ 基準単価：253.5千円 補助基準額＝基準面積×基準単価	0.33 (国)	間接	その他	施設
【医療提供体制施設整備交付金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × × ○					
研修医のための研修施設	研修棟として必要な講義室、討論室、倉 庫・視覚部門、仮眠室、管理部門、食 庫等の新築又は増改築に要する工事費又 は工事請負費	基準面積：研修医数×30㎡ (1,000㎡を限度) 基準額＝基準面積×基準単価 基準単価：253.5千円	1/2 (国)	直接	その他	施設
【医療施設等施設整備費補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 △ × × × ○					
遠隔医療設備整備事業	病理画像、X線画像等を遠隔地の医療機 関に伝送し、専門医の助言による適切な 対応を可能にする遠隔医療の実施に必要 なコンピューター及び附属機器等の購入 費	(単位：千円) 遠隔画像診断装置 基準額 下限額 遠隔病理診 支援側 4,598 断 依頼側 14,198 遠隔画像診 支援側 16,390 断及び助言 依頼側 14,855 在宅患者用遠隔診療装置 8,250	1/2 (国)	間接	その他	設備
【医療施設等設備整備費補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○					
有床診療所等スプリンクラー設備等施 設整備事業	有床診療所等に対するスプリンクラー等 設備の整備に必要な経費	通常型スプリンクラー 19.9千円/㎡ 水道連結型スプリンクラー 19.2千円/㎡ パッケージ型自動消火設備 23.2千円/㎡ 消防法施行令第32条適用設備 22.6千円/㎡ 自動火災報知設備 1施設当たり1,050千円	1/2 10/10 (国)	間接	その他	施設
【医療施設等施設整備費補助金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○					
地球温暖化対策施設整備事業	地球温暖化対策に資する施設整備	施設整備 96,686千円	0.33 (国)	施設	間接	その他
【医療提供体制施設整備交付金】	独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × ○ ○					
研修管理委員会等支援事業（基本領域）	基本領域プログラム（静岡県医療対策協 議会医師確保部会が承認した基本領域専 門研修プログラム（一般社団法人日本専 門医機構が認定したものに限る。）の管 理・運営を行う事業 ・報償費、旅費、需用費、役員費、使用 料及び賃借料	1プログラム当たり 30万円	10/10 (県10/10)	県単	その他	運営費
研修管理委員会等支援事業（その他領域）	基本領域プログラム以外の専門研修プ ログラム（静岡県医療対策協議会医師確保 部会が承認したものに限る。）の管理運 営を行う事業（参加者の専門医の取得の ために必要な経費） ・報償費、旅費、需用費、役員費、使用 料及び賃借料	1プログラム当たり 30万円	10/10 (県10/10)	県単	その他	運営費
指導医招聘・研修環境整備助成	県東部地域の専門医研修病院（県立病院、 医学を履修する課程を置く大学に付属す る病院等を除く）が、他の医療機関から 新たに1年以上雇用することを条件とし て常勤指導医を招聘し（専門医研修を行 う標榜診療科内の常勤医師数が前年度を 上回る場合に限る。）、専門研修医等の研 修環境を整備するための事業 ・旅費、役員費、報償費、需用費、使用 料及び賃借料、備品購入費、負担金	1施設当たり 500万円	10/10 (県10/10)	県単	その他	運営費
【地域医療介護総合確保基金】						

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別
指導医資質向上助成 【地域医療介護総合確保基金】	基本領域プログラム（静岡県医療対策協議会医師確保部会が承認したものに限る）の基幹施設が、専門研修医等への指導のため、指導医（専門研修プログラムにおけるプログラムリーダーを除く）の指導技術を向上させるための事業 ・ 報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	1施設当たり 30万円	10/10 (県10/10)	県単	その他	運営費
医師偏在解消推進事業費助成	医師少数区域（賀茂圏域、富士圏域、中東遠圏域）に存する医療機関が支出する、免許取得後3～7年目で、国の認定※を受けた医師の下記の経費 ・ 研修の受講料及び旅費、医学用図書購入費等 ※令和2年4月から、厚生労働大臣が医師少数区域等における医療に関する経験を認定	認定を受けた医師1人当たり ・ 研修受講料 10千円×勤務月数 ・ 旅費（県内） 2千円×勤務月数 ・ 旅費（県外） 12千円×勤務月数 ・ 備品費（図書） 54千円 等	10/10 (国1/2) (県1/2)	間接	その他	その他
看護職員専門分野研修事業 【地域医療介護総合確保基金】	日本看護協会から認定看護師教育課程の認定を受けた者 ・ 県立静岡がんセンター ・ 静岡県看護協会 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	受講生1人当たり 98千円	定額	県単	医療人材の確保	運営費
看護師勤務環境改善・宿舎整備事業費助成 【地域医療介護総合確保基金】	ナースステーションや看護師宿舎の整備を行う病院 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × × × ○ * 地方独立行政法人は対象外。	看護師勤務環境改善施設整備事業 補助対象 基準面積等 看護師宿舎施設整備事業 補助対象 基準面積等 ナースステーション、カンファレンスルーム、処置室等の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 看護単位数×基準面積50㎡と整備面積（延床面積）を比較して少ない方×単価（鉄筋コンクリート造：159,900円、ブロック造：139,700円） ナースコール更新付設の場合・・・建築単価114,200円上乗せ 看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（バルコニー、廊下、階段等共通部分を含む） 看護師×基準面積33㎡と整備面積（延床面積）を比較して少ない方×単価（鉄筋コンクリート造：178,500円、ブロック造：156,000円）	0.33 (へき地病院の場合は0.5)	県単	医療人材の確保	施設
看護師特定行為研修派遣費助成 【地域医療介護総合確保基金】	看護師を特定行為研修機関に派遣し、その入学金等を負担した病院又は訪問看護ステーション等 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1施設当たり 600千円 (対象経費：看護師を受講させる指定研修機関の入学金、受講料を病院等が負担した場合のその経費。)	1/2	県単	医療人材の確保	運営費
認定看護師教育課程派遣研修費助成 【地域医療介護総合確保基金】	看護師を認定看護師教育課程に派遣し、その入学金等を負担した300床未満の病院又は訪問看護ステーション等（認知症疾患医療センターが認知症分野の認定看護師教育課程に職員を派遣する際には病床数制限なし。） 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1施設当たり 730千円 (対象経費：看護師を受講させる指定研修機関の入学金、受講料を病院等が負担した場合のその経費。)	1/2	県単	医療人材の確保	運営費
特定認定看護師教育課程派遣研修費助成 【地域医療介護総合確保基金】	看護師を特定認定看護師教育課程（B課程）に派遣し、その入学金等を負担した病院又は訪問看護ステーション等 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	1施設当たり 1,000千円 (対象経費：看護師を受講させる指定研修機関の入学金、受講料を病院等が負担した場合のその経費。)	1/2	県単	医療人材の確保	運営費
研修派遣機関代替職員費助成 【地域医療介護総合確保基金】	特定行為研修及び認定看護師教育課程に職員を派遣中に代替職員を雇用する300床未満の病院又は訪問看護ステーション等（認知症疾患医療センターが認知症分野の認定看護師教育課程に職員を派遣する際には病床数制限なし。） 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	補助基準額 179.2千円/月 補助対象上限月数 ・ 特定行為研修：12ヶ月 ・ 認定看護師教育課程：7ヶ月 ・ 特定認定看護師教育課程：12ヶ月	1/2	県単	医療人材の確保	運営費

事業名 【国交付要綱】	補助対象事業者(※1)					補助基準額等			補助率	補助区分(※2)	事業区分(※3)	事業種別																																															
	独法	都道府県	公立	公的	民間	区分	対象経費	補助基準額																																																			
特定行為研修運営費等助成 【地域医療介護総合確保基金】						特定行為研修指定研修機関の協力施設	初度整備 賃金、報償費、旅費、需用費等	2,000千円	10/10	県単	医療人材の確保	運営費																																															
看護職員確保対策事業のうち 新人看護職員研修 【地域医療介護総合確保基金】	○	○	○	○	○	<p>●新人看護職員研修 自施設において国の「新人看護職員ガイドライン」に沿った卒業臨床研修を実施する病院</p> <p>●医療機関受入研修 新人看護職員研修を独自で実施できない病院等の新人看護職員を受け入れて研修を実施する病院</p>	<p>●新人看護職員研修 <新人研修経費> (対象経費：人件費、報償費、旅費、需要費、役務費、使用料等) 1人の時 440千円 2人以上の時 630千円 (ただし、新人保健師・新人助産師のいずれかを含む場合776千円、この両方を含む場合922千円) <教育担当者研修> (対象経費：謝金、人件費、手当) 新人5人ごとに 215千円 (上限70人)</p> <p>●医療機関受入研修 1～4人 113千円 5～9人 226千円 10～14人 566千円 15～19人 849千円 20人以上 1,132千円</p>	1/2	県単	医療人材の確保	運営費																																																
病院内保育所運営費助成 【地域医療介護総合確保基金】						病院内保育所を運営する民間及び公的病院	<p>補助額= (補助基本額-保育料相当額) × 調整率+加算額 × 補助率 <規模の基準></p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>保育児童数</td> <td>保育時間数</td> <td>保育士数</td> </tr> <tr> <td>A型</td> <td>1人以上</td> <td>8時間以上</td> <td>2人以上</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>10人以上</td> <td>10時間以上</td> <td>4人以上</td> </tr> <tr> <td>C型</td> <td>30人以上</td> <td>10時間以上</td> <td>10人以上</td> </tr> </table> <p>※利用者から保育料月額1万円以上徴収が必要 <補助基準額></p> <table border="1"> <tr> <td>A型</td> <td>225,600円 × 保育士2人 × 12月 = 5,414,400円</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>225,600円 × 保育士4人 × 12月 = 10,828,800円</td> </tr> <tr> <td>C型</td> <td>225,600円 × 保育士6人 × 12月 = 16,243,200円</td> </tr> </table> <p><保育料相当額></p> <table border="1"> <tr> <td>A型</td> <td>24,000円 × 4人 × 12月 = 1,152,000円</td> </tr> <tr> <td>B型</td> <td>24,000円 × 10人 × 12月 = 2,880,000円</td> </tr> <tr> <td>C型</td> <td>24,000円 × 18人 × 12月 = 5,184,000円</td> </tr> </table> <p><加算額></p> <table border="1"> <tr> <td>24時間保育</td> <td>23,410円 × 運営日数</td> </tr> <tr> <td>病児等保育</td> <td>201,000円 × 運営月数 (延利用人数年10人以上の場合 243,000円 × 運営月数)</td> </tr> <tr> <td>緊急一時保育</td> <td>20,720円 × 運営日数</td> </tr> <tr> <td>児童保育</td> <td>10,670円 × 運営日数 ただし、小学生に限る</td> </tr> <tr> <td>休日保育</td> <td>11,630円 × 運営日数</td> </tr> <tr> <td>延長保育</td> <td>1,640円 × 運営時間 ただし、通常開所時間(11時間)を超える保育。</td> </tr> </table> <p><調整率> 負担能力指数=補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金 / 補助を受けようとする年度の病院内保育所運営費に係る設置者負担金 ただし、病院内保育所設置後3年を経過しない病院には調整率は適用しない。</p> <table border="1"> <tr> <td>負担能力指数</td> <td>調整率</td> </tr> <tr> <td>5未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>5以上20未満</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>20以上</td> <td>0.6</td> </tr> </table>		保育児童数	保育時間数	保育士数	A型	1人以上	8時間以上	2人以上	B型	10人以上	10時間以上	4人以上	C型	30人以上	10時間以上	10人以上	A型	225,600円 × 保育士2人 × 12月 = 5,414,400円	B型	225,600円 × 保育士4人 × 12月 = 10,828,800円	C型	225,600円 × 保育士6人 × 12月 = 16,243,200円	A型	24,000円 × 4人 × 12月 = 1,152,000円	B型	24,000円 × 10人 × 12月 = 2,880,000円	C型	24,000円 × 18人 × 12月 = 5,184,000円	24時間保育	23,410円 × 運営日数	病児等保育	201,000円 × 運営月数 (延利用人数年10人以上の場合 243,000円 × 運営月数)	緊急一時保育	20,720円 × 運営日数	児童保育	10,670円 × 運営日数 ただし、小学生に限る	休日保育	11,630円 × 運営日数	延長保育	1,640円 × 運営時間 ただし、通常開所時間(11時間)を超える保育。	負担能力指数	調整率	5未満	1.0	5以上20未満	0.8	20以上	0.6	2/3	県単	医療人材の確保	運営費
	保育児童数	保育時間数	保育士数																																																								
A型	1人以上	8時間以上	2人以上																																																								
B型	10人以上	10時間以上	4人以上																																																								
C型	30人以上	10時間以上	10人以上																																																								
A型	225,600円 × 保育士2人 × 12月 = 5,414,400円																																																										
B型	225,600円 × 保育士4人 × 12月 = 10,828,800円																																																										
C型	225,600円 × 保育士6人 × 12月 = 16,243,200円																																																										
A型	24,000円 × 4人 × 12月 = 1,152,000円																																																										
B型	24,000円 × 10人 × 12月 = 2,880,000円																																																										
C型	24,000円 × 18人 × 12月 = 5,184,000円																																																										
24時間保育	23,410円 × 運営日数																																																										
病児等保育	201,000円 × 運営月数 (延利用人数年10人以上の場合 243,000円 × 運営月数)																																																										
緊急一時保育	20,720円 × 運営日数																																																										
児童保育	10,670円 × 運営日数 ただし、小学生に限る																																																										
休日保育	11,630円 × 運営日数																																																										
延長保育	1,640円 × 運営時間 ただし、通常開所時間(11時間)を超える保育。																																																										
負担能力指数	調整率																																																										
5未満	1.0																																																										
5以上20未満	0.8																																																										
20以上	0.6																																																										
医療従事者確保支援事業費助成のうち 看護職員等へき地医療機関就業促進事業費助成 【地域医療介護総合確保基金】	○	×	×	○	○	へき地拠点病院のうち過疎地域、振興山村指定地域又は離島若しくはこれらの地域を含む人口1万人以下の市町に所在する病院	対象経費：生徒・学生を対象とした病院体験事業に要する経費	補助基準額 1病院当たり 400千円	1/2	県単	医療人材の確保	運営費																																															

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別
医療勤務環境改善事業費補助金 【地域医療介護総合確保基金】	①～③を全て満たす県内病院（ただし県立は除く） ①厚労省の「医療勤務環境改善マネジメントシステムに関する指針」に基づく改善計画を、ふじのくに医療勤務環境改善支援センターの支援を受けて作成する病院 ②改善計画に定めた事項を適切かつ継続的に実施する病院 ③これまでに2回当該補助金を受けていない病院 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × ○ ○ ○	対象経費： ・働き方・休み方改善 ・勤怠管理システムの整備、医療クラークの配置に係る研修等 ・働きやすさ確保のための環境整備 ・相談窓口設置に係る備品整備等 ・働きがいの向上 ・復職支援に係る研修等 補助基準額 1病院当たり 6,000千円	1/2	県単	医療人材の確保	その他
地域医療勤務環境改善体制整備事業費補助金 【地域医療介護総合確保基金】	以下の要件を満たす医療機関 ①救急車受入台数 1,000件以上2,000件未満/年 ほか ②時間外・休日労働 月80時間超の医師を1人以上雇用 ほか 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	医療機関が策定する「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく総合的な取組に要する経費 ハード：ICT機器 ほか ソフト：医師事務作業補助者研修費 ほか 稼働病床数×133千円	ハード：9/10 ソフト：10/10	県単	医療人材の確保	その他

【疾病対策課所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別
がん診療連携拠点病院機能強化事業 【感染症予防事業費等国庫補助金】	がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院のがん医療提供に必要な経費 独法 都道府県 公立 公的 民間 × ○ ○ ○ ○ ○	都道府県がん診療連携拠点病院 22,000千円 地域がん診療連携拠点病院 11,000千円 地域がん診療病院 5,500千円	10/10 (国1/2,県1/2)	間接	その他	運営費
がん医療均てん化推進事業費助成 【地域医療介護総合確保基金】	施設：がん診療拠点病院等が機能強化のために必要な治療施設の新築、増改築等に要する工事費又は工事請負費 設備：がん診療拠点病院等が機能強化のために必要な治療設備・機器の整備に要する事業費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○ ○	基準単価 195,800円 施設 がん診療連携拠点病院 面積基準 400㎡ がん診療連携拠点病院以外の国・県指定病院 がん相談支援センター、国・県指定病院以外の病院 設備 地域の基幹となるがん診療連携拠点病院 ゲノム医療、希少がん・難治性がん治療設備・機器 がん診療連携拠点病院 低侵襲医療設備・機器 1か所当たり 200,000千円 がん診療連携拠点病院以外の国・県指定病院 放射線治療設備・機器 がん相談支援センター、国・県指定病院以外の病院 化学療法、緩和ケア等設備・機器 1か所当たり 32,400千円 (下限額：1品100千円)	1/2 (基金)	県単	その他	施設設備

【感染症対策課所管分】

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者(※1)	補助基準額等	補助率	補助 区分 (※2)	事業 区分 (※3)	事業 種別
第一種感染症指定医療機関運営事業 【医療施設運営費等補助金】	第一種感染症指定医療機関の運営に必要な経費（需用費、役務費等） 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○ ○	1床当たり 6,294千円	10/10 (国1/2,県1/2)	間接	その他	運営費
第二種感染症指定医療機関運営事業 【医療施設運営費等補助金】	第二種感染症指定医療機関の運営に必要な経費（需用費、役務費等） 第二種感染症指定医療機関（10病院） 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○ ○	1床当たり 2,030千円（陰圧あり） 1床当たり 1,558千円（陰圧なし）	10/10 (国1/2,県1/2)	間接	その他	運営費
感染症外来協力医療機関設備整備事業 【保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金】	感染症外来協力医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費（個人防護具購入費用） 新型インフルエンザ等協力医療機関等（30病院） 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○ ○	上限金額1セットあたり3,600円 (知事が認めた数)	10/10 (国1/2,県1/2)	間接	その他	運営費

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者（※1）	補助基準額等	補助率	補助区分 （※2）	事業区分 （※3）	事業種別
結核患者収容モデル病室 【保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金】	事業の実施主体が設置する結核患者収容モデル病室の施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 独法 都道府県 公立 公的 民間 × ○ ○ ○ ○	厚生労働大臣の認めた額	10/10 (国)	直接	その他	施設
エイズ治療拠点病院 【保健衛生施設等施設・設備整備費 国庫補助金】	施設：エイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 設備：全国のエイズ治療拠点病院をネットワークでつなぐために必要な備品購入費及び患者モニター装置等、診療を行うために必要な機器及び剖検台を購入するために必要な備品購入費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	施設 個室整備 1室当たり30,000千円 剖検室改修 1室当たり21,000千円 相談指導室 1室当たり5,000千円 エイズ専用外来診療室 1室当たり5,000千円 設備 診療ネットワーク 1施設当たり5,933千円 その他 厚生労働大臣が認めた額	1/2 (診療ネットワークのみ国 10/10)	直接	その他	施設設備
感染症対策施設等整備事業費助成 【地域医療介護総合確保基金】	感染症の流行拡大時にクラスターの発生を防ぐため、病院内の医療従事者向け休憩室等の改修に要する経費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	上限：1病院当たり5,000千円	2/3 (基金)	県単	その他	施設
感染症対策施設等整備事業費助成 (制度創設) 【地域医療介護総合確保基金】	施設：県と医療措置協定を締結する入院医療機関（感染症指定医療機関、新型インフルエンザ患者入院医療機関を除く）の病床陰圧化・個室化等の改修経費 設備：県と医療措置協定を締結する外来医療機関のHEPAフィルター付空気清浄機等の設備整備に要する経費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ × ○ ○ ○	施設 基準単価 鉄筋 222,200円/㎡ ブロック 194,100円/㎡ 基準面積 15㎡ 病床数 知事が必要と認めた病床数 補助基準額 = 基準単価 × 基準面積 × 病床数 設備 補助上限額 HEPAフィルター付空気清浄機 1施設当たり905,000円 HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり205,000円 個人防護具 1人当たり3,600円	1/2	県単	その他	施設設備

【福祉長寿政策課所管分】〔参考〕

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者（※1）	補助基準額等	補助率	補助区分 （※2）	事業区分 （※3）	事業種別
訪問看護ステーション設置促進事業 【地域医療介護総合確保基金】	訪問看護ステーションの新規設置に要する事業の初年度に必要な設備整備費等 <補助対象者> 訪問看護ステーションの開設者	1箇所当たり：4,200千円	1/2 (基金)	県単	在宅	その他
訪問看護提供体制充実事業 【地域医療介護総合確保基金】	新任訪問看護師育成のための同行研修に係る研修担当看護師の人件費等 <補助対象者> 訪問看護ステーションの開設者	基準額：180,800円×雇用月数 (上限3か月)	1/2 (基金)	県単	在宅	その他
訪問看護出向研修支援事業 【地域医療介護総合確保基金】	病院看護師の訪問看護ステーションへの出向研修に係る人件費等 <補助対象者> ・回復期リハ病床又は地域包括ケア病床を有する病院の開設者 ・地域医療支援病院又は急性期病院の開設者（県総、こども、がんセ除く）	病院 出向者に係る人件費 1病院当たり4,200千円 訪問看護ステーション 出向研修に係る費用（役務費、需用費、使用料） 1施設当たり100千円	1/3 (基金) 10/10 (基金)	県単	在宅	その他

【健康増進課所管分】〔参考〕

事業名 【国交付要綱】	補助対象 事業者（※1）	補助基準額等	補助率	補助区分 （※2）	事業区分 （※3）	事業種別
要配慮者等歯科診療連携体制構築事業 【地域医療介護総合確保基金】	要配慮者に対する歯科診療連携体制の構築を図るための協議会等に必要経費 独法 都道府県 公立 公的 民間 ○ ○ ○ ○ ○	基準額：712千円	10/10 (基金)	県単	在宅	運営費

事業報告

1 【福祉施設感染対策】

感染防止のためのリーダー育成研修

新型コロナウイルスをはじめとする感染症による福祉施設でのクラスター発生防止のため、施設の感染対策担当者を対象とした『感染防止のためのリーダー育成研修』を、県内4地域の福祉施設を会場に実施しました。

感染管理認定看護師等を講師として、計85人の感染対策担当者が、感染対策の基礎(座学)や手指消毒・个人防护具の着脱(実習)、施設内巡回による感染防止対策のポイント説明(実習)を受講しました。



2 【ふじのくに医療勤務環境改善支援センター運営】

ワークショップ

新たな取組として、病院の勤務環境改善事務担当者を対象とした「勤務環境改善ワークショップ」を、医療圏別に計9回、延べ60病院81人の参加により開催しました。

勤務環境改善を進める上で事務担当者が抱えている課題や具体的な取組等について、グループに分かれて意見交換を行い、また、所管の労働基準監督署職員からは、日頃の労務管理上の疑問について、やさしく説明がありました。



3 【災害医療救護推進事業】

静岡県災害医療従事者研修会

災害発生時における、多種多様なケースに対応できる災害医療技術の習得及び向上を図るため、県内の救護病院、その他の病院、診療所や自治体等の医師、看護師、保健師、事務職等を対象とした「災害医療従事者研修会」を開催しました。

災害時の医療救護に関する基礎（座学）をオンデマンドで受講した参加者（113人）は、2日に分かれ、1次トリアージや災害時初期外傷標準診療訓練などの実技演習をDMAT資格等を有する医師、看護師などの指導により受講しました。コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、3年間中止していたため、実に4年ぶりとなる実技演習となりました。



4 【サイバーセキュリティ対策に関する静岡県警察との協定締結】

3月16日に静岡県庁において、当協会と静岡県警察とのサイバーセキュリティに関する協定締結式を行い、当協会毛利会長と静岡県警察大原本部長が協定書に署名しました。

この協定により、当協会会員病院は、職員のサイバーセキュリティ意識の向上を図り、静岡県警察からは、当協会や会員病院の要請に基づき出前講座を行うなど、連携してサイバーセキュリティ対策の強化を図っていきます。



働き方改革に合った病院勤務環境づくりを支援します

ふじのくに医療勤務環境改善支援センター

TEL 054-252-6326

平日8:45~17:15 (土日祝、年末年始除く)

お申込み・ご相談

センターについて

アドバイザー派遣

派遣事例

マネジメントシステム

働き方改革関係法令・情報

研修会

よくある質問

ふじのくに医療勤務環境改善支援センター

当センターでは、「宿日直許可申請」を始め、「勤務環境改善計画の作成」、「職員の健康支援」、「ハラスメント対策等働きやすさ確保のための環境整備」などについて、社会保険労務士、経営コンサルタントや現職の看護部長、事務長等による専門のアドバイザーを医療機関に派遣し、無料で支援、助言を行いますのでご利用ください。

ホームページアドレス

<https://www.fujinokuni-kinkai.jp>

ニーズに寄り添い

具体的なサービスをご提案します



東海道シグマ

はたらく理由によりそう

ミスマッチを防ぎ、 効率の良い人材確保をお手伝いします

受付・レセプト業務等の医療事務専門人材をはじめ、
多種・多様なスキルや経験をもった人材の提供を行います。

医療事務作業補助

受付事務

看護助手

レセプト点検者

等



東海道シグマは、静岡県の地元企業として34年以上の実績があり、皆様と共に成長してきました。オフィスワークから医療事務・専門職、期間限定業務など、病院様・企業様のニーズに合わせた人材やソリューションをご提供します。派遣、紹介予定派遣、紹介等様々なご要望にお応えしております。



ご相談・各種お見積りのご依頼などぜひお問い合わせください

株式会社 東海道シグマ メディカル事業部

TEL054-272-0072

(担当:中東・金子)



沼津支店:沼津市大手町2-4-1

静岡支店:静岡市葵区御幸町8-1

浜松支店:浜松市中区板屋町111-2 浜松アクタワー3F

<https://sigma-jp.co.jp/>